

# 平成31年 7月1日より屋外広告物の改修・撤去に係る補助率・限度額が変更となります

補助を受けるには、事前に申請が必要です。  
 下表のとおり補助金額が変更となりますので、お早めにご相談ください。

## 補助制度

芦屋市屋外広告物条例(以下、市条例)の基準に適合しない屋外広告物の改修・撤去を行う場合、その費用の一部を助成しています。

### 補助金の交付対象

<b>人</b>	屋外広告物を所有・管理する人(所有者の同意が必要)
<b>広告物</b>	平成28年6月30日時点で兵庫県屋外広告物条例(以下、県条例)の基準に適合し、市条例の基準に適合していないもの
<b>事業</b>	◇一団の土地・一つの建築物等で所有・管理する全ての屋外広告物について、市条例の基準に適合する改修・撤去を行うもの ◇平成31年6月30日または平成33年6月30日までに補助事業が完了するもの※屋外広告物の種類により経過措置期間が異なる。

※自己の屋外広告物が補助対象となるかは、下記窓口にお問い合わせください。

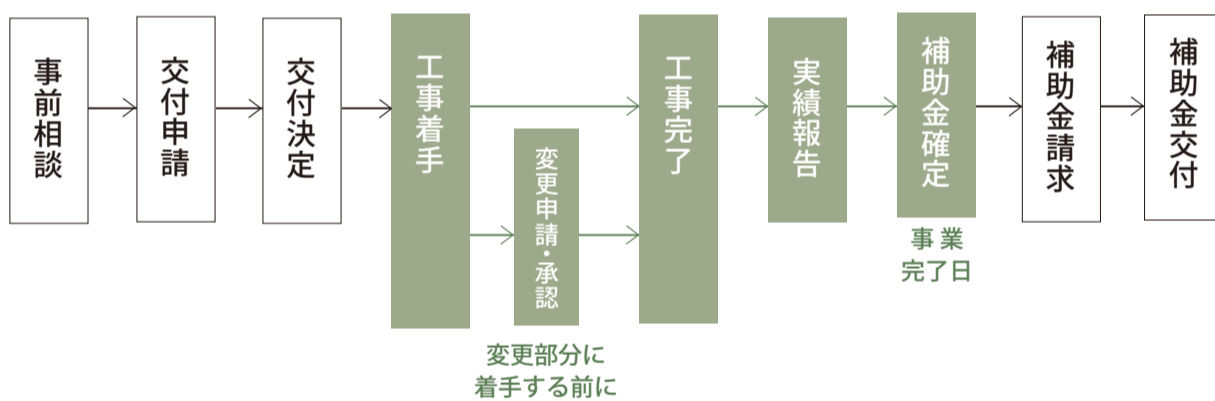
### 補助金額

	平成31年6月30日までに補助事業が完了		平成33年6月30日までに補助事業が完了	
	補助率	限度額	補助率	限度額
改修費用	1/2	200万円	1/3	50万円
撤去費用	2/3	200万円	1/2	50万円

平成31年6月30日で補助金額が変わる!

※一つの屋外広告物につき、改修・撤去のどちらかで算定(合算は不可)。補助金の交付は、各年度の予算範囲内で行います(先着順)。

### 補助申請の流れ

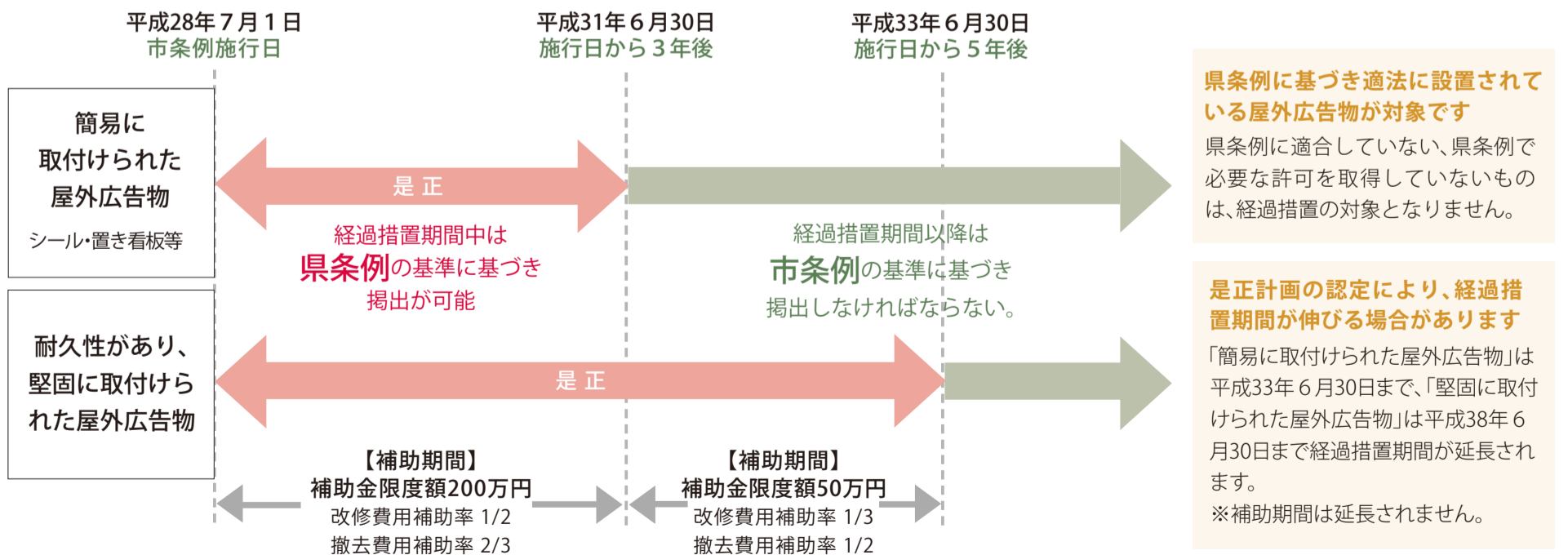


**工事着手は交付決定してから**  
 交付決定前に工事着手をしないよう注意してください。

**事業完了の時期により、補助率が変わります**  
 平成31年6月30日までに完了する場合、高い補助率が適用されます。※事業完了日は実績報告書提出後、市が確定通知書を発行した日。

※市内で屋外広告物の改修・新設等の工事を請け負うには、「兵庫県屋外広告業」の登録業者である必要があります。

## 経過措置と補助期間



条例の詳細、補助制度、経過措置については

問い合わせ 都市計画課まちづくり係 ☎0797-38-2109